第一種貨物利用運送事業（内航運送）

登録事項変更届出書作成の手引き

第一種貨物利用運送事業者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地について変更した者は、その日から３０日以内にその旨を国土交通大臣（地方運輸局長）に届け出なければなりません（貨物利用運送事業法第７条第３項）。

ただし、代表権を有しない役員又は社員の変更については、前年７月１日から６月３０日までの期間に係る変更について、毎年７月３１日までに届出すれば足ります。（貨物利用運送事業法施行規則第４９条第２項）

なお、氏名又は名称及び住所並びに法人の役員（代表者を含む）の変更については、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した手続を定める省令（平成７年運輸省令第３７号）」の定めるところによることができます。（貨物利用運送事業法施行規則第４９条第４項）

なお、この手引きは、近畿運輸局管内において登録事項変更届出をする場合について、作成したものです。

提出先及び部数：

①　提出先は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸局（運輸監理部）です。また、運輸支局又は海事事務所を経由して提出することもできます。

②　提出部数は、近畿運輸局（正１部）、関係運輸支局（海事事務所）副１部（申請者は、申請者用として１部）

届出書様式：届出書は、Ａ４版縦、横書、左とじ（袋とじ不可）で作成して下さい。

　　　　　　　　近畿運輸局海事振興部貨物・港運課

〒５４０－８５５８　大阪市中央区大手前四丁目１番７６号

大阪合同庁舎第４号館

（ＴＥＬ）０６－６９４９－６４１７

（ＦＡＸ）０６－６９４９－６４５７

令和　　年　　月　　日

近畿運輸局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者

第一種貨物利用運送事業（内航海運）登録事項変更届出書

　この度、第一種貨物利用運送事業の登録事項を変更したので貨物利用運送事業法第７条第３項及び同法施行規則第１０条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届出します。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住　　　　所

氏名又は名称

代表者

２．登録番号

３．変更した登録事項

利用運送機関の種類

内航運送

変更した事項

別紙「事業の計画」のとおり

４．変更の実施の日

　　　令和　　年　　月　　日

５．変更を必要とした理由

添付書類

**下記の書類のうち、変更登録に伴いその内容が変更**

**されるものを添付してください。**

１．事業の計画

２．利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関す　る契約書（写）

３．貨物利用運送事業の用に供する施設（営業所及び貨物の保管体制を必要とする場合にあっては保管施設）に関する事項を記載した書類

　イ　都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書）

　ロ　施設の使用権原を証する書面（宣誓書）

　ハ　保管施設を有する場合は、保管施設に関する施設明細書

　ニ　保管施設を有する場合は、保管施設の適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書面（宣誓書）

４．既存の法人にあっては、次に掲げる書類

　イ　定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

　ロ　最近の事業年度における貸借対照表

　ハ　役員又は社員の名簿及び履歴書

５．法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類

　イ　定款（商法の規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある　　定款）又は寄付行為の謄本

　ロ　発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

　ハ　設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、　　株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

６．個人にあっては、次に掲げる書類

　イ　財産に関する調書

　ロ　戸籍抄本

　ハ　履歴書

７．法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨を証する　書類（宣誓書）

別　紙

事業の計画（新）

（内航海運）

１．主たる事務所の名称及び所在地

名　称：

所在地：

２．営業所の名称及び所在地

名　称：

所在地：

３．事業の経営上使用する商号

４．利用運送機関の種類

内航海運

５．利用運送の区域又は区間

全国各港間

６．業務の範囲

　　　一般事業

７．利用する運送事業を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

氏名又は名称：

：

：

：　　　　　　　　　　（船会社・利用運送事業者の別）

：

：

８．保管施設の概要（必要としない場合にあっては、「必要なし」と記載。）

９．備考 別　紙

事業の計画（旧）

（内航海運）

１．主たる事務所の名称及び所在地

名　称：

所在地：

２．営業所の名称及び所在地

名　称：

所在地：

３．事業の経営上使用する商号

４．利用運送機関の種類

内航海運

５．利用運送の区域又は区間

全国各港間

６．業務の範囲

　　　一般事業

７．利用する運送事業を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

氏名又は名称：

：

：

：　　　　　　　　　　（船会社・利用運送事業者の別）

：

：

８．保管施設の概要

９．備考

　　近畿運輸局長 殿

宣　　　　　誓　　　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

代表者の氏名

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

　　近畿運輸局長 殿

宣　　　　　誓　　　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

代表者の氏名

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

　　近畿運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　現 住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名

生年月日

宣　　　　　誓　　　　　書

　貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

　もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し立ていたしません。

　　令和　　年　　月　　日

氏名

　　近畿運輸局長　殿

宣　　　誓　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項、同法施行規則第４条第２項第１号ロ及び第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　代表者の氏名

施 設 明 細 書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保管施設名 | 延床面積 | 構　　造※1 | 附属設備※2 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※1 鉄筋コンクリート、木造等の区分を記載し、冷蔵倉庫等特殊な保管施設についてはその旨を記載して下さい。

※2 火災防止設備、盗難予防設備等について記載して下さい。

施設明細書について

事業の計画において、自社所有又は賃貸借契約を結んでいる保管施設がある場合に作成して下さい。施設を有しない、又は委託している場合には作成の必要はありません。